

戦略会議・会議録概要

I、日 時 平成24年7月18日(水) 午後2時30分～3時30分

II、場 所 市長応接室

III、出席者 市長、副市長、政策推進部長、総務部長、市民生活部長
街づくり部長、企画経営課長(教育長欠席)

IV、概 要

1. 市内企業の受注拡大について

V、内 容

1. 市内企業の受注拡大について

(1) 主な意見

【政策推進部長】

- ・ 市長マニフェストでは、市内企業の育成により歳入増加につなげるとなっており、その観点から市内企業に受注拡大するという指針を定めてはどうか。
- ・ まず、市内業者の状況と市内業者への発注の状況はどうか。

【市民生活部長】

- ・ 平成13年に5,600あった市内企業は平成18年には5,033に減少している。平成21年度の経済センサスでは5,262であり、平成13年より約6%減少している。

【総務部長】

- ・ 契約には①一般競争入札と②公募型指名競争入札、③指名競争入札、そして④随意契約がある。①～③が中心。①の一般競争入札では平成18年以降の総数31件中、市内業者8件、準市内8件、市外15件となっている。
- ・ 共通の問題としては、業種によっては事業者数が少なく、受注済み制限により入札参加業者が減ってしまう。また、特定建設業許可業者の規制があり、参加できない業者もある。
- ・ 契約課で、市内企業の受注拡大のため、入札制度の変更を考えている。最終は審査会で改善策を検討し、市長に意見具申したい。

【政策推進部長】

- ・ 入札の件数でいうと半分くらいは市外業者で占めているが、金額にすると半分以上は市外業者に流れていると予想される。可能な限り市内業者に受注拡大

できるように指針を作成すべきと考える。

- ・ 全国的には、都道府県、市町村レベルで、こういった流れがある。また市内業者を育成することで歳入増加につながると考える。
- ・ 指針についての留意点は、①競争原理の確保、②適正な価格、③業者への周知と考える。これを踏まえて制度改正を行っていく。

【総務部長】

- ・ 地自法では、競争原理により公平性が担保される。競争原理をいかに担保するか、その中でどういう入札方法がよいのかという問題。市としていかに考えるかである。
- ・ 一般的には、土木業者は数が多いが建築は少ない。

【政策推進部長】

- ・ 例えば、土木に関して、市内・準市内に限定してはどうか。建築については業者が少ないので、市外を外すと3社(競争性)の確保が難しくなる。

【総務部長】

- ・ 議会でも、最低3社による応札という答弁をしているが、なるべく落札する市内業者が増えるような制度設計が必要。

【街づくり部長】

- ・ 公共下水の工事は減ってきたが土木関係の業者は多い。建築関係になると、3社以上の入札は難しいのではないかと思っている。

【市長】

- ・ 一つ目に、今この瞬間だけ切り取って議論をされているようだが、その建築の業者が減ってきた要因は何なのか。誰が減らしてきたのかを考えてほしい。
- ・ 以前は大東にも建築業者はたくさんあったが、その後統合や廃業に追い込まれてきた。そういった状況を看過してきた行政の責任をもっと感じてほしい。また、過去には取えて大東へ移転してきた業者もあった。移転するメリットがあったからである。今後、市内業者を育成していく方針を市が出せば、また市内に来てもらえるのではないか。
- ・ 落札の件数は半々だが、金額では市外業者の方が大きい。おそらく6:4、7:3ぐらいで市外業者の方が多。今のままであれば市内業者は参加しにくい。
- ・ 二つ目に「適正な価格」とは何か？ 予定金額の6割なら適正なのか？ 例えばこのペンが60円なら私は使い捨てと考える。しかし、公共の事業の場合はそれで果たして本当によいのかと思う。

- ・ 一方で子々孫々にまで責任を持てる施行が担保される、大東の事業者を育てていかなければならない。
- ・ 行政も予定価格にもっと自負を持ってほしい。材料費と人件費で工事は成り立っているのに、それを4割も削るということは、材料を変更するか人件費を削減しているかということになる。今の4割をきる落札は経費の切りすぎと疑われても仕方がない。
- ・ 単価表や積算による「予定価格」と、もう少し企業努力で落とせるであろうと行政サイドが設定する「基準価格(ターゲット価額)」、それに「最低制限価格」があってしかるべしだと考えている。
- ・ 学校や公共の施設が30年、40年と胸をはって存続できるような施設となる工事内容にしなくてはいけない。しかし、業者側からすれば、契約がとれないと何も始まらない。とりあえず取れる価格で入札をして、とってから考えるということに今はなってしまうている。
- ・ また下水に関して言えば、普及が100%になるまでは、管を入れる工事であった。しかし、これからは、メンテナンス・管理が中心となる。ダンプングされると、きちんとできない。
- ・ 「コスト(価格)」と「クオリティ(質)」で十分と思っているかも知れないが、もうひとつ「アクセス(対応可能な立地条件)」という概念が必要。
- ・ 平成24年度の工事が今から始まる事業もある。できれば今から、市内産業・企業の発展という考えのコアを共有していただきたい。そうでなければ今後のメンテナンスの公共責任がとれない。
- ・ 乱暴な変更は無理しなくてよいが、そういう共通の認識があれば、一つでも二つでも変更して行ってほしい。まずはみなさんの意識の共有が必要。大東市はかつて優秀な企業が数多くあった。それを減らしてきたのはだれか、その辺りの意識をもっと持ってほしい。

【副市長】

- ・ その辺りの市長の思いを汲み取って、政推部長も指針(案)を考えていると思う。
- ・ 今後予定されている入札に向けて考慮していただきたい。もう入札を実施していく時期にきているものもある。すぐにでも対応していただきたい。

【政策推進部長】

- ・ 今まではご指摘のとおり、コスト至上主義であったと思う。しかしこれからは、今までと違う方向のベクトルでなければいけない。そのベクトルをどの角度まで傾けていくのかを現在庁内で議論しているところである。
- ・ この指針を周知することで大東市はいままでと方向性を変えたのだということを内外に周知できる。

【副市長】

- ・ この指針はかなり簡素化しているように見受けられるが、もう少し詳細まで記載しなくてもよいのか？

【政策推進部長】

- ・ 確かに詳細までは記載していない。まずは市の姿勢、方向性を示すべきだと考えた。詳細についてはこれから議論を重ねて決定していきたい。

【市長】

- ・ 職員の積算能力の向上も必要。参加業者の数で適正かどうか判断するのではなく、この価格であればという基準(ターゲット価格)を積算できる能力を庁内で高めていくことが必要。
- ・ 今までの低入札の結果、その企業はどうなっているのか疑問である。このままでは爪に火をともし思いで納税していただいている市民の方に応えていけない。

【副市長】

- ・ 年度に1本という制限はどうか。

【市長】

- ・ それもいかななものか。他市ではこういった取り扱いはないところもある。取り扱いを設定する必要ないと考える。確かに過去、何十社もあったときは、1社が独占するのを防ぐのに有効であったが、現在はそれが弊害となることもある。
- ・ 市内業者がとると、下請けや発注先もその多くが大東市内業者になる。大東市内の経済の活性化につながり、その人達の給料、生活に直結する問題である。

【副市長】

- ・ 過去の経過は色々あるが、確かに制度を見直す時期にきている。

【市長】

- ・ この時期に指針を発信する必要があるのか？

【政策推進部長】

- ・ これから個々に早急に動くためには、その後ろ盾(バックボーン)があった方がより動きやすい。

【総務部契約課長】

- ・ 方向性を変更するにしても、すぐに変えられるものと、長期かかるものはある。その辺りは精査していきたい。

【総務部長】

- ・ こういった会議や、審査会で方針を決定するのがよいと思う。

【市長】

- ・ すべてが市内業者でとは思わない。高額工事なら市内では難しい場合もあるだろう。
- ・ 制度改革に時間のかかるものは今年度中かけて検討し、来年度から実施でよい。
- ・ 指針を内外に発信していくことでよいが、「地元企業の発展振興に寄与する」と変更していただきたい。
- ・ 審査会ではこういった土台で議論をお願いしたい。今までとは切り替わった舵の方向でお願いする。
- ・ 低入札調査については数値化していただきたい。できなければ、最低制限価格制度を検討していただきたい。

【政策推進部長】

- ・ では指針については一部修正し決定してよいか？

《一同了承》

(2) 決定事項

- 別紙のとおり、「市内企業の受注拡大に関する指針」を策定し、発信する。